

各 位

会 社 名 T I S株式会社 代表者名 代表取締役社長 岡本 安史 (コード番号 3626 東証プライム市場) 問合せ先 I R・S R室長 中川 信 (Tel. 050-1702-4115)

# 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の再導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024 年 2 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて 決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 処分要領

(1)	処	分 期	月	2024年3月22日
(2)	処	分 株 :	式 数	1,742,900 株
(3)	処	分 価	額	1 株につき 3,419 円
(4)	処	分 総	額	5, 958, 975, 100 円
(5)	処	分	先	野村信託銀行株式会社(TISインテックグループ従業員持株会専用信託
(6)	そ	Ø	他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条
				件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は本日開催の取締役会において、当社及び当社グループの従業員に対し、人的資本経営の一環として、また、当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じたグループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本自己株式の処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社(TISインテックグループ従業員持株会専用信託口)に対し行うものであります。なお、本プランの概要については、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship\*)」の再導入に関するお知らせ』をご参照下さい。

処分数量については、「T I Sインテックグループ従業員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)の 買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額)を年次換算した額を年間買付予定額とし て、信託設定期間(約3年)における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であり ます。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先である「TISインテックグループ従業員持株会専用信託」から本持株会へ毎月少しずつ譲渡されるため、本自己株式処分による影響は軽微であり、 希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数(2023年9月30日時点)	244, 445, 411 株	0.71%
総議決権数(2023年9月30日時点)	2, 410, 337 個	0.72%

なお、2024 年 2 月 5 日付「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」のとおり、当社は同日付で 6,766,000 株の自己株式を取得して

おり、単元未満株の買い取りを含む2024年2月26日現在の自己株式数は9,955,853株となります。また、 当該自己株式には、既存のTISインテックグループ従業員持株会専用信託及び役員報酬BIP信託が保有 する当社株式は含んでおりません。

#### 信託契約の概要

委託者: 当社

受託者: 野村信託銀行株式会社

受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至

ります。)

信託管理人: 当社内の従業員より選定

信託契約日: 2024年2月27日

信託の期間: 2024年2月27日~2027年3月9日

信託の目的: 当社持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者へ

の信託財産の交付

議決権行使: 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

#### 3. 払込価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額については、恣意性を排除した価額とするため、2024年2月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社株式終値である3,419円としております。取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この価格の東京証券取引所における当社株式終値平均からの乖離率(小数点第三位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月(2024年 1月26日~2024年2月26日)	3, 378円	1. 21%
3ヶ月(2023年11月27日~2024年2月26日)	3, 241円	5. 49%
6ヶ月(2023年 8月25日~2024年2月26日)	3, 245円	5. 36%

上記処分価額については、監査役5名全員(うち社外監査役3名)が、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること及び上記処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

## 4. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上